制定	S51.7.16	改訂	H21.6.19 H25.11.8	定　　款	分類	Ａ－０１

第１章　　総　　則

（商　号）
第１条　　当会社は、フクビ化学工業株式会社と称し、英文では、FUKUVI　CHEMICAL INDUSTRY　CO.,LTD.　と表示する。

（目　的）
第２条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
1.合成樹脂の製造加工及び販売
2.無機化合物の加工及び販売
3.毒物及び劇物の加工及び販売
4.建設工事の調査、企画、設計管理及び請負並びに技術指導
5.建設用資材の製造及び販売
6.前各号に附帯する一切の事業

（本店の所在地）
第３条　　当会社は、本店を福井市に置く。

（機　関）
第４条　　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1.取締役会
2.監査役
3.監査役会
4.会計監査人

（公告方法）
第５条　　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞並びに福井市において発行する福井新聞に掲載する。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）
第６条　　当会社の発行可能株式総数は、６，３００万株とする。

（自己の株式の取得）
第７条　　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第８条　　当会社の単元株式数は１００株とする。

（単元未満株式についての権利）
第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
1.会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利
2.会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利
3.株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4.次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）
第１０条　当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（株主名簿管理人）
第１１条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
３．当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）
第１２条　当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　　株主総会

（招　集）
第１３条　当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第１４条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月３１日とする。
２．前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

（招集権者及び議長）
第１５条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２．取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）
第１６条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）
第１７条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２．会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）
第１８条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。
２．株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　　取締役及び取締役会

（員　数）
第１９条　当会社の取締役は、１５名以内とする。

（選任方法）
第２０条　取締役は、株主総会において選任する。
２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任　期）
第２１条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）
第２２条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
２．取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）
第２３条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２．取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）
第２４条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２．取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）
第２５条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
２．当会社は、会社法第３７０条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）
第２６条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める取締役会規程による。

（報酬等）
第２７条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（社外取締役の責任免除）
第２８条　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　　監査役及び監査役会

（員　数）
第２９条　当会社の監査役は、４名以内とする。

（選任方法）
第３０条　監査役は、株主総会において選任する。
２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（補欠監査役）
第３１条　当会社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、定時株主総会において補欠監査役をあらかじめ選任することができる。
２．補欠監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
３．補欠監査役の選任決議の有効期間は、当該決議後４年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

（任　期）
第３２条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）
第３３条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）
第３４条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２．監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会規程）
第３５条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）
第３６条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（社外監査役の責任免除）
第３７条　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章　　計　　算

（事業年度）
第３８条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）
第３９条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月３１日とする。

（中間配当）
第４０条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月３０日を基準日として中間配当を行うことができる。

（配当金の除斥期間）
第４１条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。

制定	S51.7.16	改訂	H21.6.19 H25.11.8	定　　款	分類	Ａ－０１

（附則）

第１条　第８条の変更は、平成２５年１２月１日をもって、効力が発生するものとする。なお、本附則は当該変更の効力発生日をもってこれを削除する。